

地方独立行政法人天王寺動物園実習生受け入れ要領

第1条（趣旨）

この要領は、地方独立行政法人天王寺動物園における実習生の受け入れ及びその取り扱いについて必要な事項を定めるものである。

第2条（実習の許可）

実習生は大学等の推薦を受けた者の中から地方独立行政法人天王寺動物園長（以下、「園長」という）が許可し、園長が指示した所属において実習を行うものとする。

第3条（実習期間）

実習期間は園長がその都度定めるものとする。

第4条（許可の取り消し）

園長は実習生が秩序を乱した場合、その他実習生として不相当と認めるときは、実習許可を取り消すことがある。

第5条（損害賠償）

実習生が故意又は過失により動物園の施設又は物品等を毀損したときは、その損害を賠償させることがある。

第6条（その他）

- (1) 園長は受け入れにあたり実習生から誓約書を提出させるものとする。
- (2) 園長は実習修了者に対して、その申請により終了証明を与えることができる。

付則

この要領は令和3年4月1日から施行する。